

2019年8月

お客様各位

公益財団法人 兵庫県予防医学協会

### 消費税法改正に関するお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、2016年4月の消費税法改正(2019年10月から消費税率10%)に則り、本会における消費税の取り扱いにつきまして、下記のとおり対応させていただく運びとなりました。内容をご確認の上、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

#### 記

新税率適用日 : 2019年10月1日(火) 受診・受検分より

現 行 : 税別価格×消費税 8%

改 正 後 : 税別価格×消費税 10%

以上